

令和3年度 医療技術等国際展開推進事業 研修実施機関 公募要領

1. 総則

我が国は、国民皆保険の下、世界最高レベルの健康寿命と保健医療水準を達成しました。今後は、長年培ってきた日本の経験や知見を活かし、医療分野における国際貢献を果たしていくことが重要な課題です。このため、厚生労働省は、医療の国際展開のため、各国の保健省との協力関係の樹立に尽力しています。

医療技術等国際展開推進事業は、我が国の医療制度に関する知見・経験の共有、医療技術の移転や高品質な日本の医薬品、医療機器の国際展開を推進し、日本の医療分野の成長を促進しつつ、相手国の公衆衛生水準及び医療水準の向上に貢献することで、国際社会における日本の信頼を高めることによって、日本及び途上国等の双方にとって、好循環をもたらすことを目的とします。

この目的を達成するため、国立研究開発法人 国立国際医療研究センター (National Center for Global Health and Medicine: 以下 NCGM) は、日本の専門家の関係国への派遣や保健・医療関係者等の日本への受入を通じた研修、およびオンラインによる研修を実施する機関を公募します。

2. 事業内容

厚生労働省（日本政府）と医療・保健分野に関する協力覚書等を署名した国や今後医療ニーズの高まり及び経済成長が見込まれる途上国等との協力関係の強化を推進するとともに、日本の医療を効果的・効率的に国際展開するために、以下の「ア」「イ」「ウ」に資する対面式またはオンラインによる研修事業を公募します。

- ア. 日本の医療技術（手技や臨床技能等）、医療機器、医薬品等を世界に展開する
 - ・ 日本の医療技術（手技や臨床技能、治療ガイドライン等）、医療機器、医薬品等の資機材を活用する技術的な研修等
 - ・ 日本の医療施設における運営体制、マネジメント・研修・施設管理等の管理運営・人材開発・設備等に関する研修等
- イ. 日本の医療制度を世界で展開する
 - ・ 医療制度、保険制度、薬事制度等の規制制度・医療環境整備等に関する研修等
 - ・ 医療情報システムの構築・運用等に関する研修等
- ウ. 日本の経験や技術が国際的に注目されつつある課題に対応する
 - ・ 国際的な課題（感染症、高齢社会対策、母子保健、非感染性疾患（NCD）、災害等）への対応に関する研修

本事業は、事業実施期間について、複数年度（最大3年間を限度）に渡る実施計画も認めます。なお、実施計画の年数に関わらず各案件の予算の決定は単年度毎になります。年度毎に申請が必要となり、審査にて可否を決定します。

COVID-19 対応について

- ・ 現時点では、渡航可能性の見通しが立ちにくいいためオンラインによる研修を中心に事業計画を立案ください。ただし、事業期間中に渡航可能となった場合も勘案の上、ご計画ください。
- ・ 事業にかかわる皆様の安全確保に努めてください。事業の遂行期間中は渡航に関

- する最新情報を入手の上、無理のない現実的な計画と実施をお願いいたします。
- ・ 契約時・中間評価時に、渡航情報に応じた計画変更には対応いたします。ただし、契約金額範囲内となります。
 - ・ COVID-19 の影響に起因するキャンセル料や追加費用（例：入国時の隔離先の宿泊費や航空券変更に伴う費用等）に関しては原則支払いの対象にはなりません。詳細は公募開始時に公開する事務処理マニュアルをご確認ください。

留意点

- ① 研修の実施にあたっては、日本国内の医師法や医療法等の医事法制を遵守して下さい。
- ② ODA を活用して医療従事者の受入を実施した場合や学位取得のための研修の場合は、本事業の対象となりません。
- ③ 研修実施機関として採択された場合、NCGM との間で委託契約を締結します。
- ④ 本事業の実施にあたっては、厚生労働省及び NCGM が必要に応じて研修実施機関に対して助言をする場合があります。
- ⑤ 令和3年度の事業に関する費用の精算は NCGM の規程に準じた精算払いによる支払いとなります。
- ⑥ 本事業では研究を軸にした事業は対象とはなりません。
- ⑦ 本事業の実施上知りえた事実、個人が特定される情報（個人情報）については、特に慎重に取り扱うとともに、その保護に十分配慮して下さい。

3. 研修事業の応募に関する諸条件

研修実施機関の応募者は、次の条件を全て満たす者であることとします。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤と人材を有し、資金や研修実施に関する管理能力を有すること。
- ② 日本に主たる拠点を有していること。

4. 採択案件数

20 件程度

5. 事業実施期間などのタイムフレーム

令和3年度 本事業に関するタイムフレーム（現時点での予定）

令和3年	1月18日～2月18日正午	公募期間
	4月2日	書面審査を通過した機関にヒアリングを実施 (オンラインにて実施)
	4月中旬	事業選定、採択・不採択の通知 採択された研修実施機関は詳細計画などの関係書類を作成
	4月～6月末	研修実施機関と NCGM との間で委託契約を締結し、 事業開始
	(必要に応じて随時)	NCGM や厚生労働省からの助言、NCGM や厚生労働省 に対する現状報告
	9月 10月	事務局への中間報告（個別面談による進捗・計画 変更の確認） NCGM へ中間報告書の提出（9月末までの実績） 一次支払いの実施

令和4年	2月14日まで	事業終了
	2月28日まで	研修実施機関は、NCGM に対して実績報告書（会計・経理報告、業務完了報告）を提出
	3月	NCGM が確定検査を実施 報告会実施

6. 事業の審査

(1) 審査概要

事業の審査については、上記「3. 研修事業の応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を審査します。企画書等の内容について書面審査を行った上で、書面審査通過者に対してヒアリングを行い、それらの審査結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担うことができると認められる応募事業を選定します。審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査方法

- ① 書面審査：提出された書類について、特に企画書の内容を中心に実施します。
- ② ヒアリング：書面審査後に候補となる研修実施機関の申請者（代理も可能）に対して実施します。ただし、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。ヒアリングは4月2日を予定しており、書面審査を通過した研修実施機関候補に対して事前に連絡します。事前連絡がない場合は、ヒアリングはありません。
- ③ 書面審査及びヒアリングを踏まえ最終的に4月中旬までに事業を選定します。なお、採択後、6月末の契約の間までに、詳細計画などの関係書類を作成いただく予定です。
- ④ これまでに本事業として実施された案件の審査においては、過年度の成果を基に事業の妥当性等の視点で見た事業評価を踏まえつつ審査を行います。

(3) 審査の項目・企画書内容審査の際の視点

提案事業が、人材育成や制度整備支援等を通じ対象国における医療環境の整備を推進することにより、日本の医療技術（手技や臨床技能等）・医療機器・医薬品・医療制度等をはじめとした医療関連事業の国際展開に資するかどうか、以下に挙げた視点により企画書内容を審査します。

事業内容の妥当性

- ・ 対象国の選定にあたっては、事業の目的を踏まえたものとなっているか。なお、厚生労働省との協力覚書に署名している国（※1）、内閣官房・健康医療戦略室が主導している健康・医療の協力覚書に署名している国（※2）については、加点を行う。
（※1）：バーレーン、トルクメニスタン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、トルコ、ベトナム、メキシコ、ブラジル、インド、カタール、イラン、フィリピン、タイ、ロシア、アメリカ、サウジアラビア、シンガポール、マレーシア、デンマーク、ブルネイ、モンゴル、中国、ベラルーシ、リトアニア、イタリア、キューバ、フィンランド
（※2）フィリピン、インド、ベトナム、タンザニア、ガーナ、ザンビア、ウガンダ、セネガル、インドネシア、ラオス（締結順）
- ・ 対象国の課題やニーズが高いか。
- ・ 事業の目的は、現地の課題・ニーズに合致したもののか。
- ・ 研修内容および研修到達目標は事業目的の観点から適切か。
- ・ 対象医療技術・医療機器・医薬品・医療制度等の有用性が示されているか。

- ・ 対象医療技術・医療機器・医薬品・医療制度等の現地における適正性が示されているか。
※導入しようとする技術等を巡る現時点での現地における課題(相手国の保健政策・システムを含む社会制度、経済状況や流通環境、関連する人材の状況、自然環境など技術等を導入する上での課題)、及び当該課題に対して考えられる対応策が示されているか。

事業の実施体制

- ・ 日本側の実施体制として、必要な人材・人員が確保されているか。
- ・ 事業効果を高めるために、日本国内関係者(医療機関、学会、有力企業等)や相手国側の中核機関(保健省あるいは相手国の中核病院など)と連携をしているか。
- ・ 提案事業内容の実現可能性が担保されているか(例えば、本事業に関して合意がなされている、協議がはじまっている、打診がはじまっている、何も行われていない)

持続性/展開可能性

- ・ アウトカム指標およびインパクト指標から、提案事業が対象医療技術・医療機器・医薬品・医療制度等の国際展開、または対象分野の国際展開に繋がることが期待できるか(対象国内外での製品展開の可能性、提案事業により育成した人材の波及効果:技術の伝播・国策やガイドラインへの採用等)
- ・ 提案事業内容は、「公衆衛生水準や医療水準の向上」に、どの程度広く影響を及ぼすことが期待できるか。

事業計画・予算

- ・ 実施計画に基づいた予算の内訳・支出計画は適切であるか

これまでに本事業として実施された案件の場合

- ・ 過去の実績を踏まえ、来年度事業として適切か。

参考

・ 厚生労働省が医療保健分野の協力覚書等を結んだ国とその概要については、厚生労働省「医療の国際展開」のウェブサイトをご確認ください。

[医療の国際展開のトピックス | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

(4) 審査結果の通知

審査結果は速やかに研修実施機関に通知いたします(4月中旬を予定)。

7. 本事業に係る経費並びに精算について

本事業に係る経費は、原則としては、上限 10,000 千円(税込)、下限 5,000 千円(税込)を目安とし、対象とする経費は事務処理マニュアルを参照し、予算を計上してください。

経費の精算は NCGM の規程、及び、本事業の事務処理マニュアルに準じた精算払いとなります。実績報告書の提出時期によって精算払いの時期は異なります。実績報告書が令和 4 年 1 月 31 日までに提出された場合は令和 4 年 3 月末までの精算払い、実績報告書が令和 4 年 2 月中に提出された場合は令和 4 年 4 月以降の精算払いとなります。

8. 応募方法と提出書類

(1) 応募書類提出期間

令和3年1月18日(月)～2月18日(木)正午まで
郵送または宅配便で、受け取り日時を明示する形でご送付ください(応募書類の持ち込み不可、期間内に紙・電子媒体両方の受付が必須(片方だけの受付は認められません)締め切りを過ぎた応募は受け付けられません)。

(2) 提出書類

以下のA, B, C, D, E, F, G, Hをご提出ください

- A. 令和3年度医療技術等国際展開推進事業 申請書(公印)
- B. 令和3年度医療技術等国際展開推進事業 企画書(エクセル形式)
- C. 事業概要のまとめ(パワーポイント形式で1枚)
- D. 実施スケジュール(エクセル形式で1枚)
- E. 事業予算の内訳・支出計画(エクセル形式)
- F. 指標(エクセル形式)
- G. 貴機関の経歴(概要)
- H. 貴機関の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
- I. (もしあれば)定款など活動が分かる資料、貴機関と事業を行う対象国もしくは対象機関との間で締結された協力覚書(写)等

(3) 提出先

- ① 書類A～Fはそれぞれエクセル、ワード、パワーポイント形式で。および書類C～Fを一つのPDFファイルにまとめ、提出期間内に以下へメールでお送りください。(電子媒体)

E-mail: kokusaitenkai@it.ncgm.go.jp

※メールのタイトルは「令和3年度展開推進事業(機関名)」として、本文に「1. 機関名」「2. 事業名」「3. 実施担当者名」「4. 実施担当者メールアドレス」を明記ください。

- ② 書類A～Iを1冊のファイルにまとめて綴り、1部郵送または宅配便でご提出ください。(紙媒体)

提出先: 〒162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国際医療協力局 医療技術等国際展開推進事業事務局 宛て

Tel: 03-3202-7181(内線 2719)

(4) 問合せ先

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター

国際医療協力局 医療技術等国際展開推進事業事務局

E-mail: kokusaitenkai@it.ncgm.go.jp

※メールでのお問い合わせをお願いいたします。

以上